

平成13年3月21日
長崎県公安委員会規則第9号
最終改正 令和6年9月3日

長崎県公安委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第45条の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の権限行使)

第2条 委員会は、会議の議決によりその権限を行う。

2 委員会は、法第47条第2項の長崎県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。

3 前項の大綱方針は、法第47条第2項の長崎県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。

4 委員会は、法第47条第2項の長崎県警察の事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の指示に基づいて執った措置について必要な報告を徴するものとする。

(会議)

第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。

(定例会)

第4条 定例会は、原則として毎週1回日時を定めて開催するものとし、委員長がこれを招集する。

(臨時会)

第5条 臨時会は、臨時に必要があるときは、委員長がこれを招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して臨時会の招集を求めることができる。この場合においては、委員長は、臨時会を招集しなければならない。

3 本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対し、臨時会の招集を要請することができる。

4 委員長は、臨時会を開催するときは、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所をあらかじめ委員及び本部長に通知するものとする。

(会議の定足数)

第6条 会議は、委員の2人以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(議長)

第7条 委員長は、会議の議長となる。

(議事の決定)

第8条 会議の議事は、出席委員の2人以上の同意でこれを決する。

(委員長代理)

第9条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理

する。

(委員以外の会議出席)

第10条 本部長は、会議に出席するものとする。ただし、委員会から出席を免除されたときは、この限りでない。

2 本部長は、委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。

3 委員会は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者に会議への出席を求めることができる。

(事務の専決)

第11条 委員会は、その権限に属する事務の処理につき、その一部を別に定めるところにより、本部長、部長、本部の課長及び警察署長に専決させることができる。

(委員会の権限行使の特例)

第12条 緊急の必要のある場合において、会議を招集することができず、又は会議を招集してもこれを開くことができないときは、委員長又は委員は、第2条第1項の規定にかかわらず、委員会の権限を行使することができる。

2 前項の場合において、公安委員会の権限を行使した委員長又は委員は、その結果を次の会議において報告しなければならない。

(会議録)

第13条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、別記様式の会議録に記載しなければならない。

2 会議録は、長崎県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室において調製し保存する。

附 則

この規則は、平成13年3月21日から施行する。

附 則 (平成15年長崎県公安委員規則第14号)

この規則は、平成15年10月28日から施行する。

附 則 (令和6年長崎県公安委員規則第9号)

この規則は、令和6年9月3日から施行する。

別記様式

第 回公安委員会会議録

日 時	年 月 日 曜 天 自 至 時 分						場所	
出席者	公安委員							
	委 員 外							

会 議 の 状 況